

平成28年2月10日
資料提供
担当室 長寿社会課
高齢者生活支援室
担当者 前地・山下
電話(直通)073-441-2522

平成26年度における 県内市町村の高齢者虐待への対応状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が平成18年4月1日から施行されています。

このたび、厚生労働省が高齢者虐待防止法第25条に基づく、平成26年度の対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、今回、同調査の県内全体の結果を取りまとめましたので公表します。

なお、概要は次のとおりです。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第25条に基づくもの）

○相談・通報件数等

市町村への相談・通報件数は18件、そのうち虐待の事実が確認された件数は4件でした。

○虐待の事実が確認された4件の内訳

- ・虐待の種別は「身体的虐待」が3件、「経済的虐待」が1件でした。
- ・施設の種別は「特別養護老人ホーム」が1件、介護老人保健施設が1件、認知症対応型共同生活介護が1件、有料老人ホームが1件でした。

○虐待への対応

市町村及び県において施設に対して調査を実施して事実の確認を行ったうえで、施設や従事者への指導や改善計画の提出依頼等を行いました。

2 養護者による高齢者虐待

○相談・通報件数

市町村への相談・通報件数は228件、そのうち虐待の事実が確認された件数は121件、被虐待者数は124人でした。

【虐待を受けた高齢者の状況】

- ・性別 女性が71%
- ・年齢 75歳以上の方が69%
- ・要介護 要介護認定を受けている方が59%

【虐待の種別】

- ・身体的虐待が最も多く69%で、次いで心理的虐待が41%（同一被虐待者で複数種類の虐待があった場合を含む）

【虐待を行った者の状況】

- ・息子が30%と最も多く、次いで娘が22%、夫が19%で、合わせると約70%

○虐待への対応

これらの虐待事案に対して、市町村では、高齢者を虐待者から分離して施設で保護したり、介護保険サービス等の利用などにより、高齢者及び養護者の支援を行いました。

3 県の取組み

- 高齢者虐待の防止に向けて、県民に対する普及啓発を行うとともに、高齢者虐待への対応を担う市町村や地域包括支援センター職員向けのマニュアルを策定し、研修を実施しています。
- 養介護施設従事者等による虐待を防止するとともに、身体拘束の防止など介護の質の向上を図るため、介護職員や看護師等の施設従事者に対する研修を実施しています。
- 介護保険法及び老人福祉法の観点から、県所管の養介護施設の運営や体制等に問題があると認められる場合は、指導・監査を行います。